



2018年7月 第72号

産業文化通信

JCI 産業文化協同組合 技能実習生受入事業部発行

東京都港区三田 3-4-3 三田第一長岡ビル6階

TEL: 050-3506-5595



梅雨の候、たまの青空が待ち遠しい、じめじめとした天気が続いております。
組合員の皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平成30年度全国安全週間

毎年7月1日から7月7日は職場の安全・労働災害防止の重要性を認識し、安全活動の着実な実行を図る全国安全週間です。

2018年のスローガンは、

【新たな視点でみつめる職場 創意と工夫で安全監理 惜しまぬ努力で築くゼロ災】

です。技能実習生の実習実施計画につきましても、全ての職種に共通して安全衛生教育が組み込まれております。

技能実習の一環として、安全衛生指導を徹底頂き、ぜひ実習生の安全意識の定着と工場を図っていただきますようお願い致します。

安全 + 第一

平成30年度所得課税証明書の取得について

技能実習生が、ビザ更新を行う際には、【所得課税証明書】及び【納税証明書】を入国管理局へ提出する事が義務付けられました。（※非課税の場合は【所得課税証明書】のみ）

企業の皆様が各市町村へ提出されました【給与支払い報告】に基づき、平成30年度市県民税税額決定通知書が届いていると思います。通知書が届いた実習生（平成29年以内に日本国内で給与所得があった実習生）は、今後ビザ更新をする際に、所得課税証明書の提出が必要です。

各実習生のビザ申請の時期がきましたらお声がけ致します。証明書の取得にご協力ください。

★住民税課税対象の実習生（ベトナム・フィリピン・カンボジア人実習生）

→【所得課税証明書】を取得。（各市町村で名称が異なる場合がありますが、所得額と、課税額の2点が記載されている必要がございます。）

→【納税証明書】課税額に対する納税額が記載されている書類。

★住民税非課税の実習生（中国・タイ人実習生もしくは、収入が課税対象に満たない場合）

→【非課税証明書】（所得額と、非課税であることの2点が記載されているもの。）

新規加入組合員ご紹介

新たに JCI 産業文化協同組合に3社が組合員として加入されました。宜しくお願い致します。

（新組合員） ・ウチダステンレス工業(株) 様 ・(株)大塚工業 様
・中山金属化工(株) 様